

## 富田林市立図書館地域資料収集基準

### (目的)

1. この基準は、地域社会の歴史、文化、行政、市民生活その他あらゆる分野に関する資料や地域で作成・発行された資料を、市民が郷土の歴史や文化を知り後世に伝えとともに、市政を知り、積極的に参加する助けとするため、また、市民生活に役立つ生活情報とするため、富田林市立図書館資料収集方針に基づき、富田林市、大阪府及び近隣市町村に関する地域資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

2. この基準において「地域資料」とは、地域社会の歴史、文化、行政、市民生活などあらゆる分野に関する資料や、地域で作成・発行された資料をいう。

### (地域資料の区分)

3. 地域資料の区分は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 郷土資料

##### ① 収集対象

- ア 富田林市の歴史・文化・産業・地理に関する資料
- イ 富田林市を中心とした伝来に関する資料（昔話・伝説・ことば・風俗・習慣）
- ウ 富田林市の姉妹都市（ベスレヘム市）など富田林市に関連する団体や組織に関する資料
- エ 富田林市に関連する人物に関する資料
- オ 大阪府及び近隣市町村に関する資料

##### ② 収集方針

- ア 富田林市に関する資料は、可能な限り収集する。
- イ 大阪府及び近隣市町村に関する資料は、歴史的資料及び富田林市に関係ある資料を中心に収集する。

##### ③ 形態

- ア 図書
  - イ 逐次刊行物（新聞・雑誌）
  - ウ 地図
  - エ 視聴覚資料
  - オ その他
- ア～エまで以外の資料についても必要に応じて収集・保存する。

#### (2) 行政資料

##### ① 収集対象

- ア 富田林市が刊行した発行物
- イ 富田林市の外郭団体・関連団体の発行物
- ウ 大阪府及び近隣市町村の発行物

② 収集方針

- ア 富田林市が作成・発行したものは、網羅的に収集する。
- イ 大阪府及び近隣市町村に関する資料は、基本的資料及び富田林市に関係のある資料を中心に収集する。

③ 形態

- ア 図書
- イ 逐次刊行物
- ウ リーフレット
- エ その他

(3) 市民の著作

① 収集対象

- ア 富田林市在住者自身が作成した資料
- イ 富田林市を活動拠点とする組織や団体が作成した資料

② 収集方針

収集に際しては、主に作者自身による自己申告、各団体からの申告を中心とする。

内容が郷土に関するものでない場合は、その内容により各分類に配架し、背表示に「市民の著作」であることを示す<sup>市</sup>マークを貼付し、書誌データに記載する。

(地域資料の保存)

4. 地域資料の保存に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 原則として、発行された現物で保存すること。
- (2) 貴重資料（後世に影響を与えられと思われるもの、複本がないもの、劣化が著しい資料など）は、必要に応じて電子化やその他の媒体に変換して保存すること。
- (3) 保存年、保存数に関しては、別途定めること。
- (4) 資料を現物で保存する場合において、劣化の著しい資料や複本がない資料は、慎重に取り扱うこと。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。